

協議第1号

職員の給料の取扱いについて

職員の給料の取扱いについて、次のとおり提案する。

令和6年11月12日

九十九里地域・南房総地域の水道用水
供給事業体と県営水道の統合協議会
会長 熊谷俊人

職員の給料（調整項目番号12）

給料表については、各団体とも条例等において規定しており、各級における号給の構成や給料月額に相違があるが、統合後は企業局の組織となるため、企業局の給料表を適用することとする。

職員の職や給料表の適用等については、企業局が企業団と調整の上、定めるものとする。

なお、企業団職員の統合後の給与については、企業団在籍時の給与水準を保障する。

協議第2号

初任給・昇格・級別標準職務基準の取扱いについて

初任給・昇格・級別標準職務基準の取扱いについて、次のとおり提案する。

令和6年11月12日

九十九里地域・南房総地域の水道用水
供給事業体と県営水道の統合協議会
会長 熊谷俊人

初任給・昇格・級別標準職務基準（調整項目番号13）

初任給・昇格・級別標準職務基準については、各団体とも規則等において規定しており、初任給を定めている初任給基準表や昇格基準となっている級別資格基準表等に相違があるが、統合後は企業局の組織となるため、企業局の初任給・昇格・級別標準職務基準を適用することとする。

協議第3号

職員の手当（通勤、特殊勤務、時間外、その他）の取扱いについて

職員の手当（通勤、特殊勤務、時間外、その他）の取扱いについて、次のとおり提案する。

令和6年11月12日

九十九里地域・南房総地域の水道用水
供給事業体と県営水道の統合協議会
会長 熊谷俊人

職員の手当（通勤、特殊勤務、時間外、その他）（調整項目番号14）

職員の手当（通勤、特殊勤務、時間外、その他）については、各団体とも条例等において規定しており、一部の手当に相違があるが、統合後は企業局の組織となるため、企業局の取扱いによることとする。

協議第4号

各種協議会等の取扱いについて

各種協議会等の取扱いについて、次のとおり提案する。

令和6年11月12日

九十九里地域・南房総地域の水道用水
供給事業体と県営水道の統合協議会
会長 熊谷俊人

各種協議会等（調整項目番号23）

経営状況や施設整備の取組状況等の情報共有を図るための会議体を設置することとし、詳細は統合までに調整する。

また、料金改定や統合後11年目以降の財源措置の検討などの際は、その都度、必要な情報提供及び意見交換を行う。